

3 運用について

許可を要する工事について

許可対象となる盛土等の規模

赤文字 宅地造成等工事規制区域

青文字 特定盛土等規制区域

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く) ※
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

〈新たに追加〉

※高さ50cm以下の範囲は除く

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの ※
イメージ図		

〈新たに追加〉
許可の日から最長5年

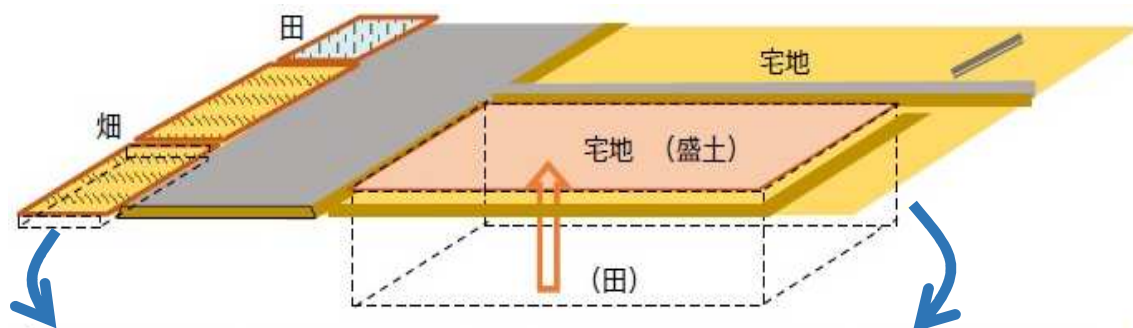
※高さ50cm以下の範囲は除く

許可を要する工事について（補足）

窪地における盛土の規制要件の考え方

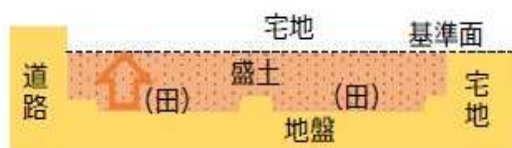
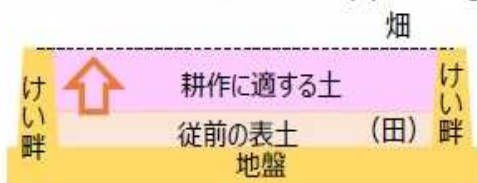
○四方の土地に合わせて嵩上げをする場合

→ 規制対象外



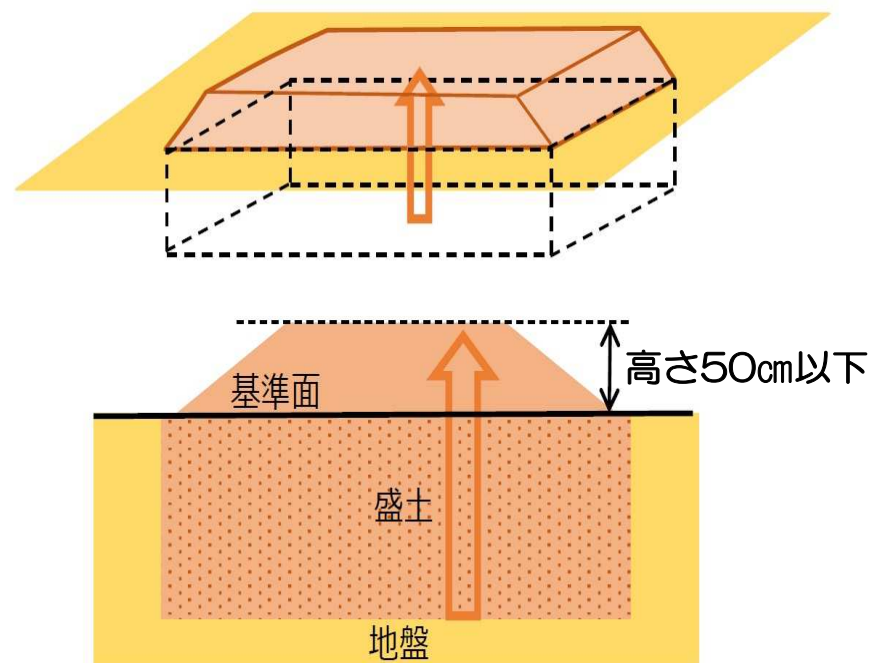
〔田に畦畔の高さまで耕作に適する土を搬入して畑にする場合〕

〔四方の土地で最も低い土地の高さまで嵩上げする場合〕



○四方の土地より少し高く盛土をする場合

→ 基準面からの高さが50cm以下であれば規制対象外



規制対象外工事について

公共施設用地

- 道路、公園、河川
- 砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道または無軌条電車の用に供する施設、雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設
- 国または地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

その他法の対象外となる行為

- 農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為
（通常の生産活動並びにほ場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充であってその前後の土地の地盤面の標高差が50cmを超えないもの）
※営農行為の範疇に含まれるか否かについては、農地担当部局（窓口：農林課）に対して事前相談を行ってください
- グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷き均し等

許可を要しない工事について

災害の発生するおそれがないと認められるもの

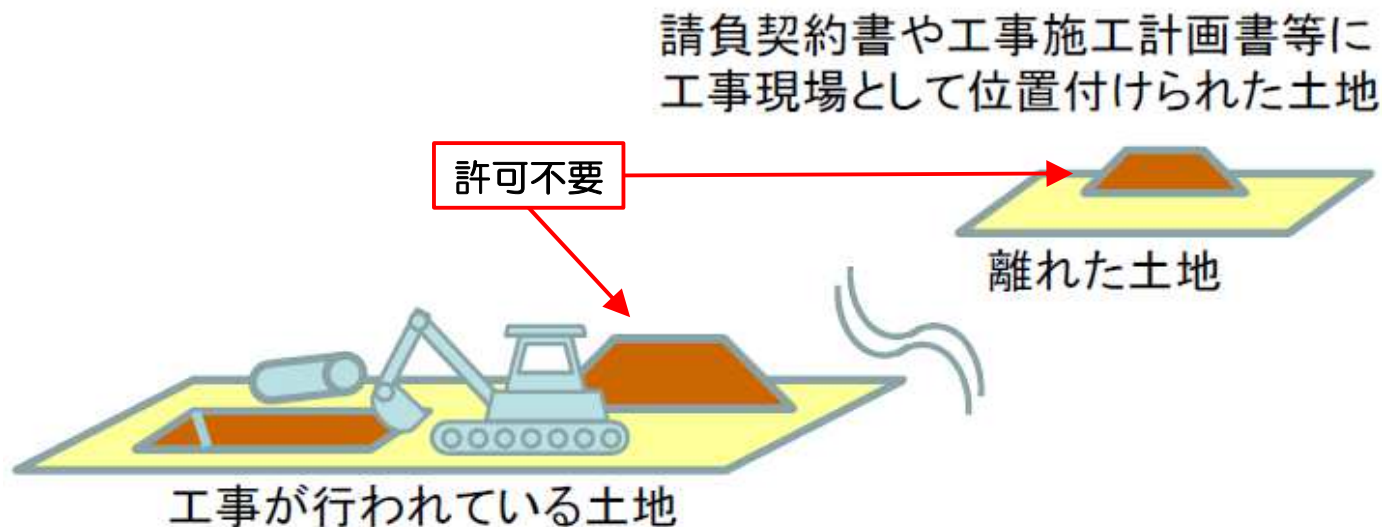
※許可・届出が不要（対象外とは違い、改善命令等是可以する）

政令	・ 鉱山保安法	鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置に係る工事等）
	・ 鉱業法	鉱物の採取（認可を受けた施業案の実施に係る工事等）
	・ 採石法	岩石の採取（認可を受けた採取計画に係る工事等）
	・ 砂利採取法	砂利の採取（認可を受けた採取計画に係る工事等）
省令	・ 土地改良法	土地改良事業（農業用排水施設の新設等）等
	・ 火薬類取締法	火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等
	・ 家畜伝染病予防法	家畜の死体等の埋却
	・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の処分等
	・ 土壤汚染対策法	汚染土壤の搬出又は処理等
	・ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法	廃棄物若しくは除去土壤の保管又は処分
	・ 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事	
	・ 国、地方公共団体、一定の国みなし法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事	
	・ 宅地造成又は特定盛土等に関する工事のうち、高さが2m以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が※50cmを超えないもの（※施行細則に定める予定）	
	・ 土石の堆積を行う土地の面積が300 m ² を超えないもの	
	・ 土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が※50cmを超えないもの	
	・ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に一時的に堆積するもの	

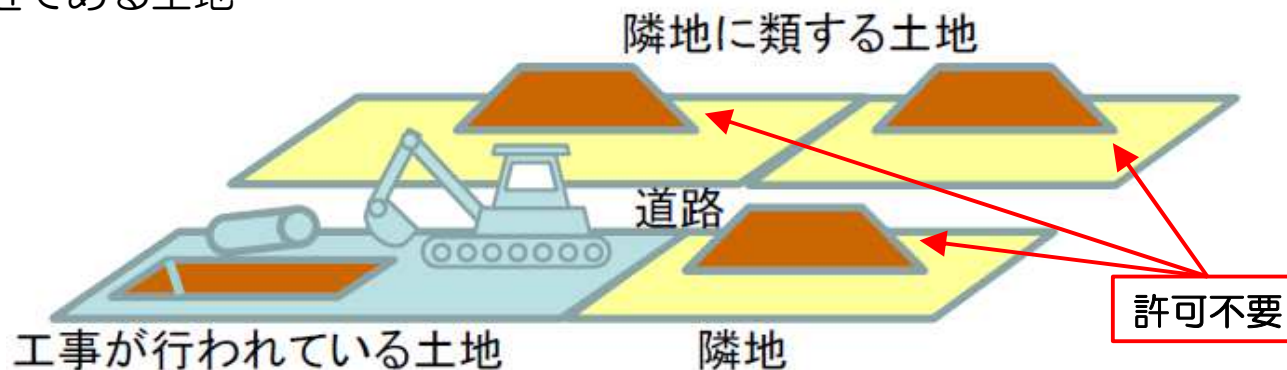
許可を要しない工事について

工事の施行に付随して行われる土石の堆積

○工事の現場として位置づけられている土地



○工事の現場の付近である土地



届出を要する工事について（特盛区域内）

特定盛土等規制区域内における工事の届出

※許可を要する工事の規模を超える場合は許可申請が必要

- 特定盛土等規制区域内で行う工事について、対象規模の工事を行う場合は工事に着手する30日前までに工事内容等を届け出なければならない。

◆届出対象の規模

〈土地の形質の変更（盛土・切土）〉

要件	①盛土で高さが 1m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 となるもの(①～④を除く) ※
イメージ図					

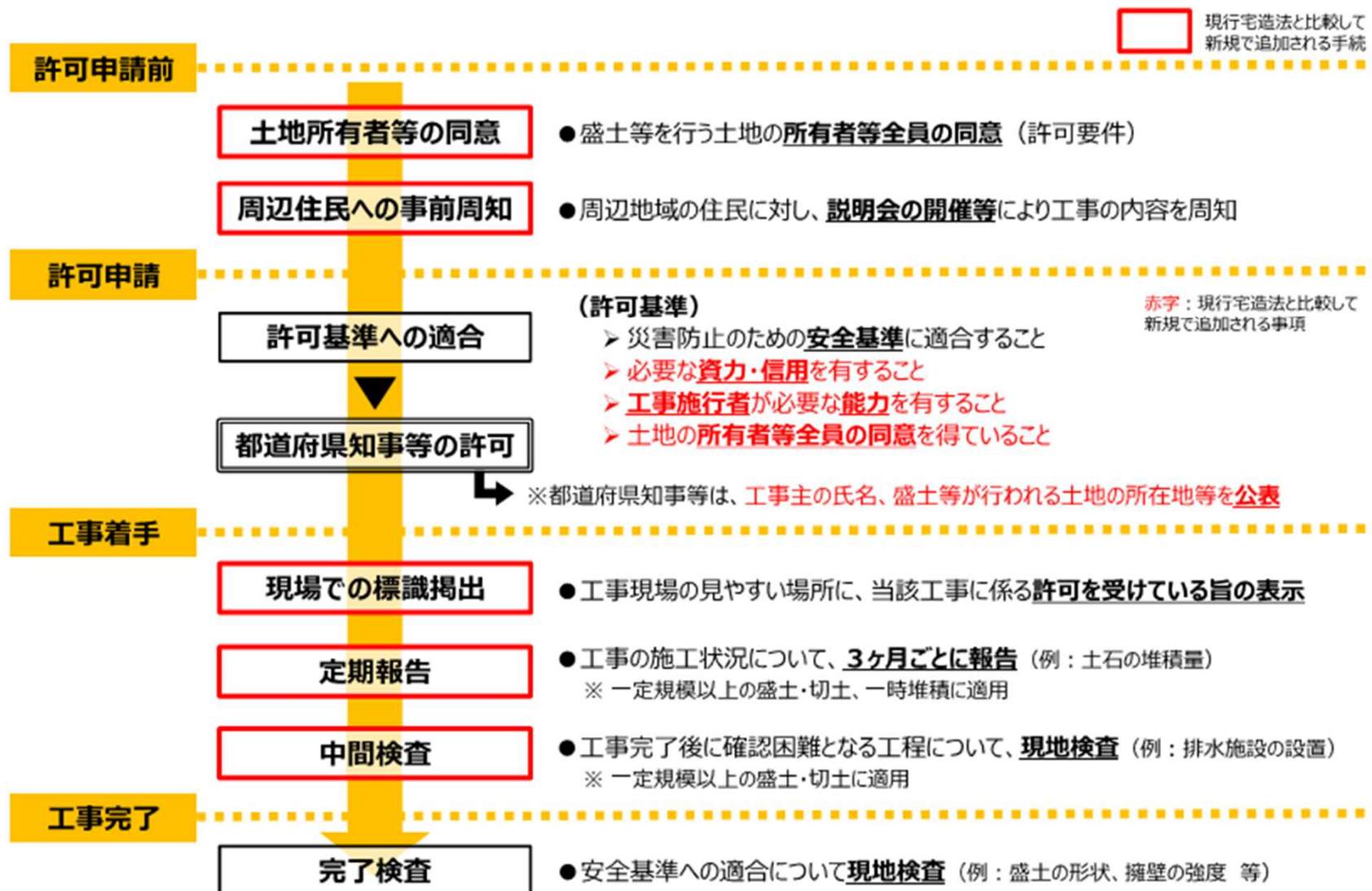
※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

※高さ50cm以下の範囲は除く

〈土石の堆積（一時堆積）〉

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 となるもの ※
イメージ図		

許可申請から工事完了までの流れ



※都市計画法に基づく開発許可の対象工事の場合、盛土規制法に基づく手続きは、上記の標識掲出、定期報告、中間検査を除いて不要となる

住民への周知について

周辺住民への周知措置

- 対象区域内における宅地造成等に関する工事の工事主は、当該工事の許可の申請を行うときは、あらかじめ当該工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない（法11条）

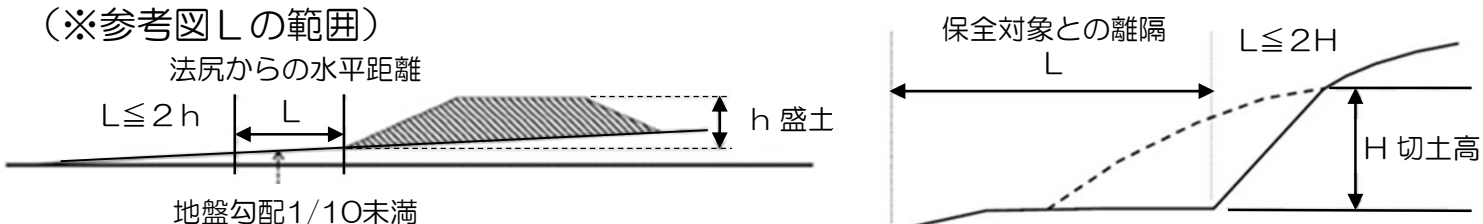
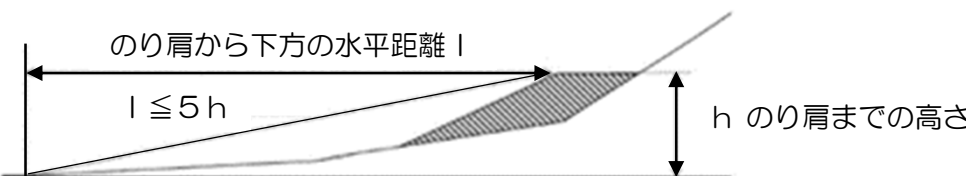
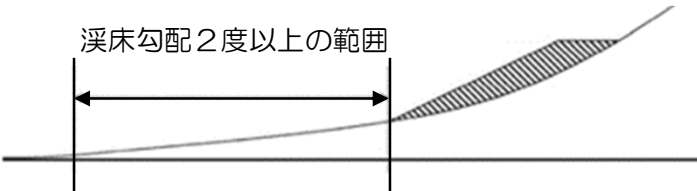
周知方法について

次に該当する場合、①を必須とする。（該当しない場合は、①～③から選択する。）

- 以下に該当する土地において高さが15mを超える盛土をする場合
ア：山間部における河川の流水が継続して存する土地
イ：山間部における地形、草木の生茂の状況その他の状況がアの土地に類する状況を呈している土地
ウ：ア・イの土地およびその周辺の土地の地形から想定される集水地域で、雨水その他の地表水が集中し、または地下水が湧水するおそれ大きい土地

- ① 宅地造成等に関する工事の内容に関する説明会を開催すること
- ② 宅地造成等に関する工事の内容を記載した書面を、当該土地の周辺地域の住民に配布すること
- ③ 宅地造成等に関する工事の内容を当該工事の施行に係る土地又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該内容をインターネットを利用して住民の閲覧に供すること

住民への周知について（周知の範囲）

盛土等の区分	住民への周知を行う範囲の考え方
① 平地盛土 ② 切土 ③ 土石の堆積	<ul style="list-style-type: none"> 盛土等を行う土地の隣接地 かつ 盛土等の境界から盛土等の最大高さhに対して水平距離2h以内の範囲（※参考図Lの範囲）  <p>法尻からの水平距離 $L \leq 2h$ L h 盛土 地盤勾配1/10未満 保全対象との離隔 L $L \leq 2H$ H 切土高</p>
④ 腹付け盛土	<ul style="list-style-type: none"> 盛土等を行う土地の隣接地 かつ 盛土のり肩までの高さhに対して盛土のり肩から下方の水平距離5h以内の範囲（※参考図Iの範囲）  <p>のり肩から下方の水平距離 l $l \leq 5h$ h のり肩までの高さ</p>
⑤ 溪流等における盛土 ⑥ 谷埋め盛土	<ul style="list-style-type: none"> 盛土等を行う土地の隣接地 かつ 下流の溪床勾配が2度以上の範囲（※参考図）  <p>溪床勾配2度以上の範囲</p>

- 平地盛土…勾配1/10以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
- 腹付け盛土…勾配1/10超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
- 谷埋め盛土…谷や沢を埋め立てて行う盛土

中間検査について

中間検査：許可を受けた工事のうち対象規模のものについては、「**特定工程**」を含む場合において技術的基準に適合しているか確認を行うため、検査を申請しなければならない。（法18条）

◆**特定工程**：盛土前または切土後の地盤面に**暗渠排水施設**を設置する工程

◆検査対象の規模

〈土地の形質の変更（盛土・切土）〉 ※土石の堆積は中間検査対象外

要件	①盛土で高さが 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

◆検査の申請：特定工程に係る工事完了から**4日以内**

※特定工程後の工程（排水施設の周囲を碎石その他の資材で埋設する工程）に係る工事は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければならない

※都市計画法に基づく**開発許可を受けたものについても、中間検査を行わなければならない**

定期報告について

定期報告：許可を受けた工事のうち対象規模のものについては、**3か月ごと**に工事の進捗を定期報告書を用いて報告しなければならない。

◆報告対象の規模

〈土地の形質の変更（盛土・切土）〉

要件	①盛土で高さが 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 5m超 の崖※を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 5m超 の崖※を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

〈土石の堆積（一時堆積）〉

要件	⑥最大時に堆積する高さが 5m超 かつ面積が 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

定期報告について

◆報告事項

宅地造成または特定盛土等	土石の堆積
工事が施工される土地の所有地	工事が施工される土地の所有地
工事の許可年月日および許可番号	工事の許可年月日および許可番号
前回の報告年月日（2回目以降のみ）	前回の報告年月日（2回目以降のみ）
報告時点における盛土または切土の高さ	報告時点における土石の堆積の高さ
報告時点における盛土または切土の面積	報告時点における土石の堆積の面積
報告時点における盛土または切土の土量	報告時点における堆積されている土石の土量
報告時点における擁壁等に関する工事の施工状況	前回の報告時点から新たに堆積され土石の土量および除却された土石の土量

◆報告の期間：工事の着手から3か月ごとに報告

※都市計画法に基づく開発許可を受けたものについても、定期報告を行わなければならない

対象規模一覧表

区域	行為	届出	許可	中間検査	定期報告	完了検査
宅造区域	土地の形質の変更 (盛土・切土)	—	<ul style="list-style-type: none"> ①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時行っ て、高さ2m超の崖 (①、②を除く) ④盛土で高さ2m超 (①、 ③を除く) ⑤盛土又は切土の面積 500㎡超 (①～④を 除く) 	<ul style="list-style-type: none"> ①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時行っ て、高さ5m超の崖 (①、②を除く) ④盛土で高さ5m超 (①、 ③を除く) ⑤盛土又は切土の面積 3,000㎡超 (①～④を 除く) <p>※特定工程を含む場合のみ</p>	同左	許可対象すべて
	土石の 体積	—	<ul style="list-style-type: none"> ①堆積の高さ2m超かつ 面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超 	— (事後的確認が可能のため対象外)	<ul style="list-style-type: none"> ①堆積の高さ5m超かつ 面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超 	許可対象すべて
特盛区域	土地の形質の変更 (盛土・切土)	<ul style="list-style-type: none"> ①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時行っ て、高さ2m超の崖 (①、②を除く) ④盛土で高さ2m超 (①、 ③を除く) ⑤盛土又は切土の面積 500㎡超 (①～④を 除く) 	<ul style="list-style-type: none"> ①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時行っ て、高さ5m超の崖 (①、②を除く) ④盛土で高さ5m超 (①、 ③を除く) ⑤盛土又は切土の面積 3,000㎡超 (①～④を 除く) 	許可対象すべて ※特定工程を含む場合のみ	許可対象すべて	許可対象すべて
	土石の 体積	<ul style="list-style-type: none"> ①堆積の高さ2m超かつ 面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超 	<ul style="list-style-type: none"> ①堆積の高さ5m超かつ 面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超 	— (事後的確認が可能のため対象外)	許可対象すべて	許可対象すべて

その他届出を要する工事等について

擁壁等の全部または一部の撤去工事の届出

- 擁壁もしくは崖面崩壊防止施設で高さが2mを超えるもの、地表水等を排除するための排水施設または地滑り防止杭等の全部または一部を除去する場合、工事に着手する日の14日前までに届け出なければならない。

※擁壁を撤去後にやり替えを行う場合は許可が必要となる場合があります

公共施設転用の届出

- 公共施設用地を宅地または農地に転用した場合、転用した日から14日以内に届け出なければならない。

都市計画法に基づく開発許可について

法改正に伴う開発許可制度への影響

- これまで、都市計画法に基づく開発許可を受けた宅地造成に関する工事については宅地造成等規制法（旧法）第8条の許可が不要とされていたが、法改正（第15条2項）により**盛土規制法の許可を受けたものとみなされる**ことになる。（みなし許可）

手続き内容	盛土規制法の適用	備考
住民への周知	—	北九州市開発行為の許可等に関する条例に従う
工事の許可 ・土地所有者等の同意 ・許可の公表、通知 等	—	都市計画法の規定に従う
工事の技術的基準等	適用	
許可証の交付 又は 不許可の通知	—	都市計画法の規定に従う
変更の許可等	—	都市計画法の規定に従う
完了検査等	—	都市計画法の規定に従う
中間検査	適用	
定期の報告	適用	
標識の掲示	適用	

※ 盛土規制法の是正措置、罰則、完了後の土地の保全義務等も適用